改 正 前	改 正 後
目次	
第1章 総則 (第1条)	第1章 総則 (第1条)
第2章 国立大学法人京都大学の組織	第2章 国立大学法人京都大学の組織
第1節 総長、理事等(第2条—第6条)	第1節 総長、理事、運営方針会議等(第2条
MIN WEXT THE MONTH	第6条)
(中略)	71 © 71C/
第2章 国立大学法人京都大学の組織	第2章 国立大学法人京都大学の組織
第1節 総長、理事等	第1節 総長、理事、運営方針会議等
(総長)	(総長)
第2条   国立大学法人京都大学(以下「法人」という。)	第2条
に、役員として、その学長である総長を置く。	(同 左)
$2 \sim 7$ (B)	2~7
(理事)	(理事)
第3条 法人に、役員として、9名以内(非常勤の理	第3条
事(その任命の際現に法人の役員又は職員でない者	
(以下「学外者」という。) が任命されるものに限	
る。) を置く場合にあっては10名以内) の理事を	├ (同 左)
置く。	
2~9 (略)	2~9
(プロボスト)	(プロボスト)
第3条の2 総長が指名する理事は、法人及び京都大	第3条の2
学の将来構想、組織改革等に関する包括的又は組織	
横断的課題について、戦略を立案するとともに、策	- (同 左)
定された戦略の推進に向け、調整を図るものとする。	
2 · 3 (略)	2 · 3
	(運営方針会議)
	第3条の3 法人に、運営方針会議を置く。
	2 運営方針会議は、3名以上の運営方針委員及び総
	長で組織する。
	3 前項に定めるもののほか、運営方針会議の組織及
	び運営に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学
	運営方針会議規程(令和6年達示第57号)の定め
(AL P. A.)	<u>るところによる。</u>
(役員会)	(役員会)
第4条 法人に、役員会を置く。	第4条 (同 左)
2・3 (略) (後略)	$2 \cdot 3$
(位)	附 則(令和6年達示第56号)
	の規程は、令和6年10月1日から施行する。